

再発防止策に関する事項に係る評価

R D社の破産手続開始後の状況

【県の取組】

1 要綱の制定による方針の明確化および組織体制の強化

県は、平成 21 年度に「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」（平成 21 年滋賀県告示第 77 号）を告示形式で制定し、産業廃棄物行政に係る許可、監視、指導および行政処分等についての姿勢を示した。この中で、検証委員会での指摘事項であった、住民からの通報への対応が不十分であったこと、R D社に対する認識が甘かったことならびにこれらにより適切な監視および行政処分権限の行使がなされなかったこと、といった点について、まず、県の責務として次の事項を定めている。

ア 産業廃棄物の処理に伴い周辺地域の生活環境の保全上の支障が生ずることのないよう、処理業者等に対し適切な指導、助言および監督を行うこと。また、処理業者が行う環境保全、情報公開等の積極的な取組を支援すること

イ 的確に処理業者等に対し指導、助言および監督を行うため、職員の資質の向上に努めること

また、個別の規定として、立入検査方針に基づく計画的な立入検査や住民からの通報等に応じた立入検査の実施その他の適切な立入検査に関する事項、文書による指導の原則、処分基準の策定、小規模施設の設置や施設の変更について法の規制が直接及ばない事項についての事前審査続など規定を定めているほか、情報の取得に関しては知事への年度状況報告をすべきこと、情報の公開については知事は立入検査結果の概要を公表すべきことを定めている。

また、組織体制が不十分であったことに関しては、特に平成 14 年度以降、後述のとおり、本庁を中心に人員体制を強化している。

【県が今後講じようとする措置】

上記の事項に関し、今後県が講じようとする措置は、次のとおりである。

平成 21 年度に制定した要綱は、組織目標等にも位置づけられ一定定着しているところであるが、この趣旨が、職員個人および組織の方針として十分浸透するよう、対外的に示すことも含め、今後とも周知徹底を図る。

【評価】

(上記の事実および今後の方向性についての評価)

2 再発防止策に関し県が講じた具体的な措置

県では、上記1および2に掲げた事項の具体化、組織体制の強化およびその他の検証委員会から報告のあった再発防止策に関し、次のとおり取組を行っている。

① 職員の意識の研鑽

【検証委員会の報告書において示された再発防止策】

① 職員の意識の研鑽

産業廃棄物行政においては、優良な産業廃棄物処理業者の育成が重要であり、そのためには事業者との相互理解や信頼醸成が必要であるが、一方で許認可権者として、事業者との一定の緊張関係を保つことも必要である。

そのためには、先入観にとらわれず、客観的な情報等に基づいて事業者に対する正しい認識を持つことが大切である。また、環境配慮に対する高い規範意識を持つとともに、些細なことから違反行為の兆候を察知できるように、行政としての感覚を研鑽していく必要がある。また、それらの兆候を総合的、有機的にとらえるとともに、客観的に把握して、迅速、的確な対応ができるように、職員研修の充実を図ることも必要である。

【県の取組】

職員の意識の向上および違反の兆候に対し迅速確実な対処を可能とするため、次のとおり、各種研修への参加などの措置を講じている。

- ・産業廃棄物アカデミーへの参加、九州環境技術創造道場への参加

職員を、「産業廃棄物対策研修」に参加させているほか、廃棄物問題の実務的な専門家育成を目標として少人数での研究・交流を行う「九州環境技術創造道場」に参加させ、理工学的なテーマのほか、大規模不適正事案の問題に係る紛争の状況、住民対応とリスクコミュニケーションといったテーマについて知見を得ている。

- ・本庁地方機関間での事例研究、意見交換会の開催

本庁と地方機関の情報交換の措置として、「県産業廃棄物処理施設生活環境影響調査連絡会」を月1回開催し、実務的な課題について検討、意見交換を行っている。

- ・近畿ブロック研修会への参加

近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会の各部会に参加させ、環境省の支援の下、法の厳格な適用に役立つ実務上の知識などを得ている。

- ・本庁地方機関間での研修会の開催

環境関連部局の本庁と地方機関が参加して年4回開催している「環境担当職員実務研修」において、年1回ないし2回、廃棄物関係の規制を研修テーマに盛り込むこととし、職員がその講師を務めている。

- ・外部研修への講師としての出席

その他、職員に、(財)日本産業廃棄物処理振興センターの主催する研修会の講師も務めさせている。

【県が今後講じようとする措置】

上記の事項に関し、今後県が講じようとする措置は、次のとおりである。各種研修への参加についても、引き続き積極的な施策と位置づけて実施していく。

さらに、本庁と地方機関間での研修会の開催、近隣自治体との研修への参加等により情報交換を行う。

【評価】

(上記の事実および今後の方向性についての評価)

② 指導監督体制の強化

【検証委員会の報告書において示された再発防止策】

② 指導監督体制の強化

ア 指導監督権限の適正な行使

許可容量を超える埋立てや許可品目以外の違法な埋立てなどの不適正処理を疑わせるような行為や住民からの通報等があった際には、早期発見、早期対応が重要であることから、廃棄物処理法に基づく立入検査、報告徴収を適切かつ厳正に行うとともに、日頃から法令の遵守状況等の定期的な報告により県内の事業者の全体的な状況を的確に把握し、立入検査を実施するなど、継続的で効果的な監視手法を検討することが必要である。また、職員が統一的で公正な指導ができるように、その具体的な方法などを明示した行政指導マニュアルを整備するとともに、公正で厳格な行政処分をタイミングよく行使し、県による不作為が生じないようにするために、国の行政処分指針に基づき、行政指導に従わない事業者や、指導には従うものの過去に同様の指導を繰り返している事業者に対する措置等を明記した行政処分マニュアルを整備することが必要である。

なお、策定したこれらのマニュアルについては、事業者にも周知することも必要である。

イ 必要な情報の整備

組織として迅速かつ的確に指導監督を行っていくためには、ここの事業者ごとに、これまでの当該事業者に対する苦情対応をはじめ、行政指導、行政処分等の経過や今後の対応方針を明確に記録整備したうえで、情報を共有し、きちんと引き継いでいくことが必要である。

また、指導監督権限の行使や不行使を意志決定する際には、その結論だけでなく、事実経過や根拠事由など意志決定の過程が明確となるような文書を残すことが必要である。

ウ 執行体制の充実

組織内体制として、当該処分場の監視等の対応に人員が不足していたことを考え合わせると、的確な廃棄物行政を遂行できる体制づくりが求められ、関係法令に精通し、化学や土木の専門知識等を有する人員や住民等との折衝で誠意を持って粘り強く対応できる人員の適正配置について、できるだけ配慮されることが望まれる。

【県の取組】

ア 指導監督権限の適正な行使

継続的で効果的な監視手法

- 立入検査の年度計画等の策定、年間目標立入検査率 100%の設定

立入検査の年度計画として、毎年度「産業廃棄物処理施設等立入検査方針」を定め、平成 21 年度以降、施設に対する立入検査の実施率を 100%としている。

- スカイパトロールの実施

県および県警のヘリコプターを利用した空中監視により、重点監視対象の最終処分場の埋立状況を時系列的に把握するとともに、地上からでは把握しにくい区域外埋立て等の監視を実施している。

- ・路上抜き打ち検問の実施
単独および近隣府県との合同で、路上検問によるマニフェスト等の抜き打ち調査を実施している。
- ・休日を含む監視の実施〔不法投棄対策を主とする〕
「不法投棄監視指導員」（非常勤嘱託）を設置し、休日を含む監視を実施している。
- ・立入検査に係るマニュアルの作成、立入検査票の設定
立入検査について、平成 21 年度に「産業廃棄物処理業者等に対する立入検査実施要領」を策定し、マニュアルとして使用している。また、これに併せて立入検査票を整備している。
- ・内規による処分の段階の設定・処分に係る具体の基準の設定
行政処分に係るマニュアルについて、平成 21 年度に「産業廃棄物処理業者等行政指導内規」を策定し、違反等のケースに応じた指導あるいは処分の内容を規定しているほか、違反行為に対しては徒に指導を繰り返すことなく、躊躇なく行政処分を発出することを求めている。
- ・処分基準の策定
- ・要綱、処分基準の県ホームページ上での公表

イ 必要な情報の整備

- ・要綱等による規定整備
要綱、内規において、行政指導は文書（確認票、指導票）により行うこと、指導結果を記録し、保存することが原則として規定され、そのように実施している。

ウ 執行体制の充実

- ・専門的職員の増員
平成 19 年度には県職員の試験区分として新たに環境行政職を設置し、廃棄物行政分野にも配置されている。
化学職と環境行政職からなる環境衛生指導員の配置について、組織改編による例外年はあるものの、主として本庁においてほぼ一貫して増員している。
- ・その他の職員の実質的強化
一般行政部門の県職員は近年一貫して減少しているが、一方で、産廃業務関連部署の職員数は、平成 14 年以降増員の傾向にある。
特に、平成 21 年度の大津市の中核市移行後、監視指導対象の事業所数は減少したものの、人員については維持して、監視指導での充実した配置に努めている。

本庁および地方機関の廃棄物関係事務従事職員数の職種別の推移

年度	滋賀県庁 一般行政 部門 職員数	本庁合計 (右記内訳の合計)				地方機関 資源循環推進担当 (環境課)				本庁内訳 琵琶湖環境部循環社会推進課 (循環調整担当、ごみゼロ支援担当は除外)										循環 調整 担当	ごみゼロ 支援担当	
		総 人員	行政 (警察) 職員	化学 環境 行政	土木 職員	総 人員	行政職 員	化学 環境 行政	廃棄物指導担当				監視・取締特別対策室				最終処分場 特別対策室					
									総 人員	行政 職員	化学 環境 行政	土木 職員	総 人員	行政 職員	警察 職員	化学 環境 行政	土木 職員	総 人員	行政 職員			化学 環境 行政
平19年度	3,453	20	13	5	2	46	23	23	7	2	4	1	6	3	3		7	5	1	1	6	7
平20年度	3,333	23	12	7	4	45	21	24	9	3	5	1	6	3	3		8	3	2	3	6	5
平21年度	3,219	23	11	7	5	45	22	23	9	3	5	1	5	3	2		9	3	2	4	6	5
平22年度	3,134	21	11	6	4	45	23	22	9	3	5	1	5	3	2		7	3	1	3	6	5
平23年度	3,064	21	9	8	4	46	24	22	9	3	5	1	5	2	2	1	7	2	2	3	6	5

※「地方機関」とは、地方機関に属する産業廃棄物関係の事務を所管する課(担当グループが分離している場合は当該グループのみ)の体制を表す。

・本庁による施設関係の一元的監視指導

平成 21 年度の天津市の中核市移行に伴う組織の見直しにおいて、監視指導対象施設の所管を、これまでの地域による所管分けから変更した。

最終処分場および焼却施設の施設関係の許可は本庁が所管することとし、処分業関係の許可事務は地方機関が所管することとするとともに、これらへの立入検査は共同して行うこととする。施設について、より専門的、横断的な観点からの監視等が行える体制に転換している。

・処理施設の新規・変更許可時のアセス結果の審査体制拡充

産廃処理施設の新規許可・変更許可の際に提出されるアセス結果の評価にあたり、本庁および各地方機関の監視指導担当者が会同して審査する連絡会議（「県産業廃棄物処理施設生活環境影響調査連絡会」）を設置している。

・職員の専門的能力向上のための研修の実施（前述）

・非常勤嘱託職員の配置

「不法投棄監視指導員」（非常勤嘱託）を設置し、本庁 2 名、各地方機関 1 名を配置している。これらの者のパトロール先に処理施設を組み込み、監視に活用する場合がある。

・委託事業による体制整備

警備会社への委託により、夜間・休日のパトロールの実施体制を整備している。

【県が今後講じようとする措置】

上記の事項に関し、今後県が講じようとする措置は次のとおりである。

現況確認のための立入検査については、「産業廃棄物処理施設等立入検査方針」において積極的かつ効果的な目標を定め、重点的かつ厳正に実施する。

また、積極的に人員の確保に努めるほか、嘱託員あるいは委託による人員をより積極的に業関係の監視業務に活用するなど、限られた人員の中で効率的な執行を行う方策を進める。

【評価】

(上記の事実および今後の方向性についての評価)

③ 住民等との連携強化

【検証委員会の報告書において示された再発防止策】

③ 住民等との連携強化

生活環境上の不安の解消を図るためには、情報公開についての重要性を強く認識し、積極的に公開を行うとともに、県の対応について、説明責任をしっかりと果たすことが必要である。また、住民からの苦情や情報を把握、評価し、適切な対応を行うことで、住民の信頼を得る努力を行うことが必要である。

住民は、絶えず処分場を監視しており、県が得られない情報を有していることが多く、県は、より一層積極的に情報収集に努め、これらを通じて、不適正処分の未然防止や早期発見につなげていくため、組織として、住民とのよりよき連携のあり方を探る必要がある。

また、現場の地方機関や他の部局との情報交換の促進に努めることも必要である。

【県の取組】

- ・ 行政処分の実態の公表
行政処分を行った場合、処分の内容を記者発表やインターネットで公表している。
- ・ 処分基準の公表
- ・ 一定の施設変更時の説明会開催等の指導
要綱に基づき、法令上の手続を要しない者についても、一定の場合に、計画の作成と審査、説明会の開催とその議事録の作成等、許可施設の新規設置に一部準じた手続を執るよう規定している。
- ・ 不適正処分の未然防止・早期発見につなげるための住民との連携
- ・ 不法投棄対策での事業者との通報協力の協定
平成 18 年度以降、郵便局その他の 12 事業者との間での通報協力に係る協定の締結している。
- ・ 不法投棄対策での「地域協同原状回復事業」の実施
責任者不明の廃棄物について地域住民、業界団体、県等が共同して行う撤去事業を、県内 45 団体と協力して実施している。
- ・ 専用通報電話（不法投棄 110 番）の設置
- ・ 本庁と地方機関間での研修会の開催（既出）
- ・ 各種研修での他府県との情報交換（既出）
- ・ 大津市との間での職員派遣および意見交換会
平成 21 年度の大津市への権限委譲に伴い、2 年間にわたり職員を 2 名派遣し、支援するとともに情報を共有した。
また、大津市との間で「産業廃棄物の処理に関する情報交換会」を開催し、意見交換を図っている。
- ・ 本庁と地方機関間での担当者会議の開催
廃棄物担当の本庁と地方機関を対象に不法投棄担当者会議を年 4 回開催することで、本庁、地方機関相互間での課題の共有、情報交換等を図っている。
- ・ 地方機関単位での主に不法投棄対策についての地域との連携
各地方機関単位で、市町や住民段階も参加する「地域ごみ対策会議」を設置している。

【県が今後講じようとする措置】

上記の事項に関し、今後県が講じようとする措置は次のとおりである。

情報公開については、立入検査の結果や定期あるいは随時の検査の結果データを公表するなど、一層積極的に公開することで透明性を高める。

県の説明責任を果たす観点からは、現在公開している要綱や基準等を活用し、県の産業廃棄物行政についての方針を明示するとともに、住民の不安、疑問等に対して早期に解消するよう対応する。

また、住民からの情報に基づく立入検査等については、情報の入手について、より効果的な方策を研究する。

【評価】

(上記の事実および今後の方向性についての評価)